

## **[事案 2023-77] 契約内容遡及変更等請求**

・令和6年1月11日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人が誤った設計書を交付したことを理由に、誤った設計書に記載されたとおりの保険契約の成立等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年2月に銀行を募集代理店として契約した一時払終身保険について、募集人から、利率改定前の旧利率にもとづく死亡保険金額が記載されている誤った設計書を交付され、本契約に加入してしまったことから、誤った設計書に記載されたとおりの旧利率での保険契約の成立を認めてほしい。それが認められない場合は、旧利率の死亡保険金額と、本契約の死亡保険金額の差額を補填してほしい。また、設計書が誤っていたことによる損害賠償をしてほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 誤った設計書に記載されたとおりの旧利率での保険契約の成立を認めることは、特別利益の提供（保険業法300条1項5号）に該当しうるため、応じることはできない。
- (2) 当社は、代理店に対して、生命保険契約の募集に関する業務を委託するに際し、必要事項を適切に確認していたこと、本契約の利率改定について当社および代理店は適切に周知していたこと、誤った設計書を交付してしまうに至った経緯、本契約募集後に正しい利率にもとづき計算された死亡保険金額等を案内していること等の事情に鑑みれば、本件において不法行為はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時に旧利率の設計書が提示された経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人には何らの過失もなく、申立人は、設計書で提示された保険料、死亡保険金額を見て、加入の意思を示した。
- (2) 代理店における設計書作成ファイルの管理は、事実上、各職員の注意のみで対応する運用になっており、旧利率の設計書が消費者に提示されないようにするための組織的対応が不十分であった。